## 連載

## 会計プロフェッションをめぐる国際動向②



# オーストラリア勅許会計士協会と ニュージーランド勅許会計士協会の合併に よる「Chartered Accountants Australia and New Zealand」の創設について

本連載では、近年ますますそのビジネスを多角化させ、多様な会員を世界中から取り込み国際化することで、競争優位を保とうと試みる職業会計専門家団体の動きや、それを実現させるための新しい資格の創設、あるいは、資格の相互承認の促進といった、会計プロフェッションをめぐる様々な国際動向のうち、主要と思われるものについて紹介している。

前回は、会計プロフェッションをめぐる資格間及び団体間の競争の加速を受け、2014年9月の本格始動に向けて 準備中のカナダにおける3つの資格の統合と職業会計専門家団体の合併について触れた。今回は、連載2回目として、オーストラリアとニュージーランドの勅許会計士協会の合併について紹介したい。

なお、職業会計専門家資格や、職業会計専門家団体については、その発展の過程などから、多様な制度が世界に存在し、日本の公認会計士制度とは異なる様相を呈するものが多数存在していることに留意が必要である。

### 1 はじめに

オーストラリア勅許会計士協会 (ICAA: Institute of Chartered Accountants Australia) 及びニュージーランド勅許会計士協会 (NZICA: New Zealand Institute of Chartered Accountants) は、両協会間で締結していた資格の相互承認協定を進展させ、両国地域、さらにはアジア・太平洋地域における勅許会計士の資格を強化するため、2015年を目途に両協会は合併し、新しい協会 "Chartered Accountants Australia and New Zealand"を設立することを目指している。

以下では、両協会の組織合併の背

景として考えられるオーストラリア 及びニュージーランド両国政府にお ける単一の経済市場の構築に向けた 動きを説明し、それを契機として検 討が進められた共通勅許会計士教育 プログラム及びITシステムの共通 化を紹介した上で、最後に両協会の 組織合併を概観する。

# 2 トランス・タスマン単一 経済市場の構築

2009年8月、オーストラリアとニュージーランドの両首相は、世界的な不況からの回復、経済的発展、雇用の創出及び国際的競争力のさらなる強化を目的として、両国の経済的統合(Trans-Tasman Economic Integration)による単一の経済市場(Sin-

gle Economic Market) の構築に向け、 規制の統一(統合)化 (regulatory harmonization and alignment) を進め るためのフレームワークを公表した。 オーストラリア及びニュージーラ ンド両政府が同意した単一経済市場 構築に向けた共同趣意書「単一経済 市場構築フレームワーク」(Joint Statement of Intent: Single Economic Market Outcomes Framework¹) にお いて、両政府は、合意された各分野 (①破産法、②財務報告政策、③財 務サービス、④競争法、⑤営業報告、 ⑥会社法、⑦個人財産保護法、⑧知 的財産法及び⑨消費者保護政策)に おいて、以下の6つを検討作業の原 則として、個別の統一(統合)目標 達成及び達成期限の実現のため、協

同していくこととした。

#### 【統一(統合)化作業の共通原則】

- 両国の国民が、同じプロセス又 は同じ情報を(政府等の機関に) 重複して提供することのないよう に配慮すること。
- 両国が講じる措置は、両国にお いて最も効果的に実施され、かつ 実質的に同様の規制効果をもたら すものであること。
- 規制される職業(Regulated Occupations) については、両国で一 貫した業務提供が可能になること。
- 両政府は、規制制度の構築及び 実施に当たり、規模の利益と範囲 の経済性を達成することを目標と すること。
- 一方の国・地域で提供される商

品及びサービスは、他方の国・地 域でも提供されることが可能にな ること。

○ 両国は、国際的な政策決定にお ける影響力の強化を模索すること。

上述の原則に従い、達成内容及び 達成目標の進捗の管理、報告、及び 変更等を担う機関として、両国政府 担当者から構成される実施グループ 「トランス・タスマン成果実施グルー プ (TTOIG: Trans-Tasman Outcomes Implementation Group)」が創 設されている。会計監査に関わる財 務報告政策 (Financial Reporting Policy)に関しては、現在公表されて いる最新の進捗報告(2013年5月付 け)において、下表のとおり報告さ れている。

### 勅許会計士教育プログラ ム等の統一と組織合併

#### (1) 背景

ICAAとNZICAが新協力体制の構 築に向けた積極的な検討に入った背 景は、外部の状況変化として、上述 の政府ぐるみのオーストラリア・ニュー ジーランド地域の政治的・経済的な 統合の試みがその1つと考えられる が、これ以外にも、例えば、CPAオー ストラリア®の急速な世界的な拡大 (ニュージーランドへの進出攻勢を 含む)、カナダでの職業会計専門家 団体の合併の動き4、アジア・太平 洋地域等の発展途上国への英国勅許 公認会計士協会(ACCA: Association of Chartered Certified Accountants) の急激な拡大<sup>5</sup>、米国公認会

達成目標	達成期限 短期:2011年末まで 中期:2014年末まで	進步
財務報告政策		
営利企業は単一の1組の会計基準を用い、共通した1組の財務諸表を作成することができるようになること。両国でビジネスを行う企業は、1組の基準に基づく1組の財務諸表を作成する。	短期(達成)	両国においてIFRSが導入されており、ニュージーランド会計基準レビュー審議会及びオーストラリア会計基準審議会が、2011年4月に単一のオーストラリア・ニュージーランド財務報告基準 (Australia-New Zealand reporting standard for publicly accountable for-profit entities)を承認し、2011年7月以降に開始される会計年度より適用されている。非上場企業に適用される財務報告基準については、オーストラリアで2010年から適用されている「開示項目を簡素化した財務諸表形態(Reduced Disclosure Regime)」がニュージーランドでも2012年12月1日以降に開始する会計年度から適用されている。
非営利組織(公的機関を除く)は、 単一の1組の会計基準を用い、共 通した1組の財務諸表を作成する ことができるようになること。	中期(取下げ)	国際公会計基準 (IPSAS) を基本として、非営利組織 (公的機関を除く) に関する修正を加える方向で検討中であったが、会計基準の統一により便益を得る団体は少ないと考えられたため、目標は2012年6月に取り下げられた。
一方の国で登録されている監査人が、他方の国でも活動することが可能になること。	中期(達成)	ニュージーランドにおいて、2011年5月に監査人規制法(Auditor Regulation Act 2011)が承認され、2012年7月より施行された。この法律により、オーストラリアとニュージーランドにおける監査人資格の相互承認が可能となり、2012年10月、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)は、ニュージーランドで登録のある監査人に対するASIC登録に係る簡易手続を定めた <sup>2</sup> 。
オーストラリアとニュージーランドの財務報告基準設定主体が機能 的な同等性を担保すること。	中期(達成)	2011年7月にニュージーランドで会計・監査基準の設定についての改革法が施行され、これにより両国で基準設定における機能的同等性(①財務報告基準設定に関して、戦略、監督、ガバナンス機能を備えた団体があること、②会計基準と監査・保証基準設定に関して2つの専門基準設定団体があること)が担保された。

計士協会(AICPA:American Institute of Certified Public Accountants) と英国勅許管理会計士協会(CIMA: Chartered Institute of Management Accountants; UK) によるジョイン トベンチャーの設立による管理会計 に関する新しい資格の創設、並びに ASEAN10か国による資格等の相互 承認に向けた検討6などに代表され るような、国際的な職業会計専門家 団体の海外進出や合併の動きが指摘 されている7。これらの国際的な職 業会計専門家団体の海外進出や合併 に伴い、オーストラリア及びニュー ジーランド勅許会計士の相対的な影 響力低下に対する懸念が高まり、勅 許会計士ブランド維持活動<sup>8</sup>に伴う 国際的な競争激化などが強く認識さ れるに至ったとされている。

一方、両協会の内部の事情として は、まず財政的な問題として、オー ストラリアにおいては、人口減少に 伴い職業会計専門家を目指す学生数 の減少がみられる中で、ICAAと CPAオーストラリア間で将来の職業 会計専門家獲得競争が激しくなり、 これによる広報・マーケティング費 用の負担増加への懸念があったこと、 同じくニュージーランドにおいても、 CPAオーストラリアのさらなる進出 を食い止めるための広報キャンペー ンなどの実施に係る財政的負担増が あったことが挙げられる。さらに、 両協会とも、これら財政的負担増を 会費へ転嫁することの難しさなどの ほか、サービスの充実やビジネスを 行う上で会員が用いることのできる ツールの開発などを求める会員の声 に応えていく必要性に鑑み、さらな る財政的な基盤の強化が求められて いた点が指摘されている。

そのほか、近年の両協会の海外で

の会員獲得攻勢の結果、ICAAでは その12%、NZICAではその17%がオー ストラリアやニュージーランド以外 の外国に拠点を設置してサービス提 供を行うなど、多様な民族や地域的 バックグラウンドを持つ会員が増え たこと、また、従来の会計監査事務 所における会計監査サービス提供の ほか、様々なセクターで職業会計専 門家としての業務に従事する会員が 増え、特に、企業内会計士等として 働く会員が増加したこと (ICAAで は35%、NZICAでは44%)により、 会員サービスの提供や会員への支援 の面において、これら移り変わる会 員ニーズに職業会計専門家団体とし てどのように柔軟に対応していくこ とができるか、サービス提供の面だ けでなく、それを可能に成らしめる 組織的な変更が求められていたこと が挙げられている。

#### (2) 新協力体制の枠組み

上述のような外的・内的な要因を 踏まえた上で、2010年8月、ICAA とNZICAは、まずはアジア・太平洋 地域における勅許会計士資格の強化 等を目的として、これまでの相互承 認協定をさらに進展させ、両協会間 の協調を高めるための新しい協力体 制の構築を発表した。また、かかる 新協力体制の構築の検討、実施の監 督を行う機関として、それぞれの会 長(議長)、専務理事、及びその他 関係者から構成されるオーストラリ ア・ニュージーランド勅許会計士審 議会 (CAANZ Board: Chartered Accountants Australia New Zealand Board)を創設し、以下の4つの分 野を中心に協力を推進するとした。

#### 【重点協力分野】

① 共通の勅許会計士教育プログラ

ムの提供

- ② 両協会の会員に対するサービス のさらなる充実
- ③ 共同のマーケティング活動
- ④ さらなる会員サービスの強化を 目指した I Tシステムの共通化

なお、上述の協力分野のうち、特に先行して進められたものは、2013年2月から開始されている共通の勅許会計士教育プログラムの提供とITシステムの共通化である。

# (3) 共通の勅許会計士教育プログラムの構築とITシステムの共通化

ICAAとNZICAは、コスト削減や 勅許会計士の認知度及びブランドの 強化を目指し、まずは、これまで別々 に提供してきた勅許会計士教育プログラムを統一させ、共通の勅許会計 士教育プログラムの提供を開始した。 共通の教育プログラムを開始する以 前は、大学等において必要な単位を 取得した者等で、定められた学歴要 件を満たした候補者に対して、それ ぞれの協会が独自の教育プログラム 及び試験を実施し資格を付与してき たが、移行措置期間を2015年まで設 けた後、今後は共通の新プログラム に一本化される予定となっている。

現時点では、新教育プログラム下においても、原則として、それぞれの協会が別途定める学歴要件を満たし、まずは学生として各協会に登録した上で、共通化された新教育プログラムを受講することとなっており、共通の学歴要件や登録プラットフォームなどは準備中となっている。学生は、新教育プログラムを受講し、その過程で実施される試験に合格すれば、勅許会計士としての資格を得ることができるが、現時点では会員登録はオーストラリア、ニュージーラ

ンドの各協会に行うこととなってい る。両協会の合併が合意されたため、 これらは、今後、一本化されるもの と考えられる。

なお、新教育プログラムでは、よ り利便性の高いプログラム提供を行 うため、特別のオンライン学習プラッ トフォームが導入されており、基礎 科目の授業はすべてオンラインで行 われる。応用科目では従来どおりの 対面式の授業への参加が義務付けら れているほか、オンライン・ワーク ショップも行われる。このため、新 プログラムにおいてオンライン授業 を可能にするために、先行して、両 協会のITシステムの共通化に責任 を持つ最高情報責任者(CIO)が 2011年より任命され、共通のITシ ステムの導入が進められた。

ITシステムの共通化は、新教育 プログラムの円滑な実施に資するば かりでなく、合併後の会員に対する 継続的専門研修の実施やその他会員 サービス提供においても、プログラ ムや手続の重複を省き、より費用対 効果の高いサービスを提供すること ができるとされている。

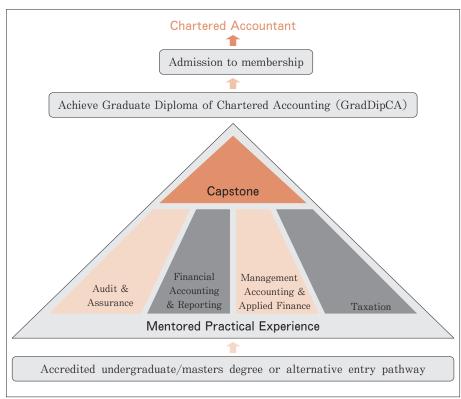
#### 共通の勅許会計士教育プログラム

共通の勅許会計士教育プログラム を経て資格取得に至るプロセスを整 理した図、及び、教育プログラムの 内容については、右の図と表のとお りである。

実務経験要件については、学歴要 件や登録などと同様で、現在統一化 は図られていないが、いずれの協会 においても3年が要件とされている。 詳細については、次頁の表のとおり である。なお、NZICAについては、 2012年9月に新しい実務経験要件を 公表した(新しい実務経験要件につ いては、2012年11月から適用されて

#### 【勅許会計士資格取得プロセス】

(詳細)



出所:ICAAウェブサイトより抜粋

(中十小四)	ri 🕁
① 入学要件	<b>#</b>
学歴要件	所定の大学等における、会計学士号又は修士号 (会計分野以外の学士号の場合、あるいは諸外国で学位を取得し ている場合は、その他の要件が課される。学歴要件は、当面ICAA 及びNZICAがそれぞれ決定する。)
② 会計教育	育プログラム
基礎科目	〈科目〉 ○監査・保証 ○財務会計及び報告 ○管理会計及びファイナンス ○税務 〈期間〉 1学期(3か月間)に1科目の受講が可能で、1科目は13週間(13週目は試験期間) 〈試験〉 最終試験として、筆記試験(3時間15分)、及びオンラインでのワークショップ並びにその他科目ごとに受講期間中3回の補足試験が実施される。
応用科目 (Capstone)	〈科目〉 ○倫理 ○基礎科目の応用 ○必須ワークショップ(8時間×3回) 〈期間〉 応用科目は年2回提供され、期間は14週間(試験は、17週目に実施される。) 〈試験〉 ワークショップ・アセスメントのほか、ケーススタディ(3時間30分)

内容

 ICAA
 NZICA

 実務経験要件
 ICAAの認める事務所等
 NZICAの認める事務所等 (Approved Training Labeled Approved Trainin

における3年の実務経験。 なお、実務経験は、ICAA が承認した勅許会計士 (オーストラリア以外の 英連邦諸国の勅許会計士 又はUSCPAも可)の指導 の下で行われなければな らず、教育プログラムの 受講前、又は教育プログ ラムの受講中のいずれか で実施すること。実務経 験の分野は、財務会計、 監査、管理会計、税務、 財務マネジメント、破産 業務、ITコンサルタン ト等で、フルタイムの場 合は、週35時間以上(パー トタイムの場合は、週17.5 時間以上)勤務し、3か 月以上継続して同機関で 勤務しなければ、実務経 験としては承認されない。 NZICAの認める事務所等(Approved Training Employer)における 3 年(フルタイム)の実務経験。実務経験は、勅許会計士(NZICAのメンバーのほか、ICAA 及びその他GAA加盟団体のメンバーでもよい)であるメンターの指導の下で行わなければならないが、その実施時期は、教育要件を満たす前、その最中、あるいは満たした後のいずれでもよい。さらに、実務経験中には、専門能力(Technical Competence)と非専門能力(Non-technical Competence)の開発が義務付けられており、専門能力については 2 つの分野においてそれぞれレベル 3 (シニアレベル)とレベル 2 (中級レベル)の習熟度を達成すること、また、非専門能力については、いずれについてもレベル 3 (シニアレベル)を達成することとされている。

#### 専門能力分野:

- 会計情報システム
- 監査
- 報告 (external reporting)
- 財務管理
- 財務アドバイス
- 管理会計
- 税務
- 破産及び再生

#### 非専門能力分野:

- 倫理的及び専門家としての行動
- チームワーク
- 組織的スキル
- 研究調査及び評価
- 意思決定
- コミュニケーション及び対人スキル

いる。)。

#### (4) 新しい協会の創設に向けて

2012年3月、ICAAとNZICAは勅 許会計士教育プログラムやITシス テムの共通化による両協会の協力体 制をさらに深め、その最終的な成果 として、両協会を合併し新しい協会 を創設することを模索していくとい う方向に同意し、合併に当たって検 討される事項として、①ガバナンス 体制、②法的手当(NZICAの設立に 係るニュージーランド国内法等の修 正も含む)、③合併に係る費用及び その効果の検証、④メンバーシップ 価値の向上等を挙げ、各項目を十分 に検討した上で合併にメリットがあ るかどうかを結論付けるための具体 的な検討に入った。

この検討に主に携わったのは、両 協会の関係者から構成される合併ワー キング・グループで、同ワーキング・グループが2013年5月に出した結論に基づき、ICAAとNZICAは、合併がもたらす便益や、合併後に予想されているガバナンス体制等を取りまとめた合併提案をコンサルテーション・ペーパーとして公表し、2013年7月12日をコメント期限として、会員からの意見募集を行った<sup>10</sup>。

合併提案においては、合併後も両協会は同等の権限を有し、それぞれが組織の運営に貢献していくとされたものの、会員規模や財政基盤の違いから、NZICAがICAAに飲み込まれるというのが今回の合併の実態ではないかというような意見も寄せられたが「、全体として合併と新組織の創設について大多数の会員の同意が得られたと判断されたため、両協会会員による最終的な決議投票が

2013年10月に実施されることとなった。決議投票の実施に合わせて公表された新組織のビジョン及びガバナンスの方向性<sup>12</sup>については次頁の図表のとおりである。

なお、2013年10月に実施された決議投票に対しては、ICAA会員の約61%に当たる約3万7,000人、NZICA会員の約58%に当たる約1万6,000人が投票し、投票者の65%以上から合併について賛成を得られたことから、次頁の図表のビジョンに沿って両協会の合併が進められることが決定された。なお、今後は、合併に必要となる法改正手続等を経て、2014年4月ごろに正式に新しい組織 "Chartered Accountants Australia and New Zealand"を設立し、その後、2015年1月から本格始動の予定としている13。

### 【新組織のビジョン及びガバナンスの方向性】

新組織名称	Chartered Accountants Australia and New Zealand							
本 部	シドニー ※ ニュージーラン う予定	ドにはニュ	ージーラン	ド本部(C	ountry Head)	が別途割	设置され、い	いくつかの機能を担
会員数	約10万人(準会員	1万7,000人	.)					
	(2013年6月時点)	ICAA	NZICA	新組織				
	会員合計数 (人)	61,312	28,712	90,024**				
	準会員合計数(人)	12,281	5,062	17,343				
	総計(人)	73,593	33,774	107,367				
	※ 新組織のセクター別会員割合							
		) 22%						
		2270			会計監査業務	38%		
	政府機関 5 % - ビジネス 35%							
ビジョン	新しい協会の設立により、ビジネス及びファイナンスの分野で信頼される専門家("The Trusted Leaders in Business and Finance")としての地位を確固とすること。							
戦略	<ul> <li>① Member-centric (会員中心であること)</li> <li>• 国際的な会員相互のネットワーク等の構築のための技術的ツールや活動の強化、及び会員業務に役立つツールやリソースの開発</li> <li>• アジア地域の約4,000人の会員をサポートするための、シンガポール、クアラルンプール、及び香港オフィスの設置</li> <li>② Business leadership (ビジネス分野におけるリーダーシップ)</li> <li>• その他の職業会計専門家資格との違いを理解させるためのマーケティングやブランド構築活動</li> <li>• 両国の国内経済や規制に対する影響力を高めることで両国の経済関係を強化するとともに、国際的な事項への影響力の発揮</li> <li>• プロフェッション全体の将来、教育の在り方等についての提言</li> <li>③ Education (教育)</li> <li>• 国内及び国際的なビジネスの場で活躍できるような会員の育成のためのカリキュラムの構築</li> <li>• 継続的専門教育の充実と革新</li> <li>• 勅許会計士教育プログラムの質の維持</li> <li>• 柔軟性のある教育の提供のための技術的手当</li> <li>• 専門分野教育の拡充と資格の創設</li> </ul>							

#### ガバナンス体制 会 員 ニュージー オースト アジア地域 その他地域 ラリア地域 ランド地域 理事会 理事会 (1人)(1人)(7人) (4人) 推薦・ガバ Council: 理事会(15人) (各地域理事会からの選出者+会長・副会長) ナンス委員会 (前会長、 ニュージー 理事会議長 ランド規律 +会長 委員会

#### ※ 取締役会構成

会長、副会長 2 人<sup>14</sup>、専務理事(CEO)、最高財務責任者(CFO)、トランスフォーメーション担当ディレクター、人事担当ディレクター、ニュージーランド担当ディレクター、教育担当ディレクター、会員担当ディレクター、リーダーシップ担当ディレクター

• 副会長)

〈新執行部 (カッコ内の役職は発表当時のもので、筆者が追加)〉

会長:Mel Ashton氏 (ICAA副会長)

副会長:(2人選出予定)

新理事会議長:Murray Jack氏(NZICA理事会メンバー)

新CEO: Lee White氏 (ICAA CEO)

トランスフォーメーション担当ディレクター:Craig Norgate 氏(NZICA専務理事) ニュージーランド担当ディレクター:Kirsten Patterson氏(NZICA最高執行責任者)

Board:取締役会\*

#### 会 費

	資格	居住地					
団体		オーストラリア (AU\$)	ニュージーランド (AU\$)	その他(AU\$)			
ICAA	勅許会計士 (CA)	635	571	635			
	提携会員	1,142					
	CPP保持者 <sup>15</sup>	1,142 963		1,142			
	準会員	317					
NZICA	勅許会計士 (CA)	738 664		738			
	アソシエイトCA (ACA)	527					
	テクニシャン (AT)	259					
	CPP保持者	1,328	1,120	1,328			
	準CA会員	332					
	準ACA会員	332					
	準AT会員	162					

#### おわりに

新しい組織 "Chartered Accountants Australia and New Zealand" 13, 言語、社会制度、文化、そして会計 監査制度上においても、非常に制度 が類似する国同士が、両国政府によ る、国際競争力強化のための経済統 合に呼応する形で、その重要な要素 の一部である会計監査制度を担う勅 許会計士の教育制度や組織を統合し たという点で興味深い事例となって いる。合併により、会員数規模で10 万人を超える世界有数の組織が形成 され、また、これまで重複していた サービスの一本化や合理化により、 財政面でも強い組織が組成されるこ とで、トランス・タスマン地域から、 新しい地域への会員拡大、ブランド 構築戦略を含めたマーケティングの 強化などにより、国際的な基準設定 や国際会計士連盟 (IFAC: International Federation of Accountants) な どの国際的組織におけるその存在感 や発言力をさらに増したいとしてい る。なお、オーストラリアに位置する 巨大職業会計専門家団体のCPAオー ストラリアについては、すでに、ニュー ジーランドの会員のさらなる獲得を 目指して、ニュージーランドに居住 するNZICA会員に対して一定期間会 費を無料にするなどのキャンペーン を行うなどの動きをみせている。

最後に、今回の合併に関して新組 織のCEOに就任することが予定され ているLee White 氏及びトランスフォー メーション担当ディレクターに就任 予定のNZICAの前専務理事Craig Norgate氏から新組織の今後につい て見解を得られたため、参考までに 紹介する。

Q:オーストラリア・ニュージーラ ンド両国で会計プロフェッション が現在直面する主な課題は何か。 これに対して、新しい組織はどの ように対応していく予定か。

A:主な課題は、両国の協会がそれ ぞれの会員にとっての存在意義を 低下させていることである。会員 のうち、約25%程度しか協会に関 わっていないという状況がある。 また、勅許会計士ブランドの優位 性の低下が顕著で、企業などでも、 半数程度が勅許会計士とその他の 職業会計専門家の違いを認識して いない。これに対して、新しい組 織では、直接的なマーケティング 活動、その他のリーダーシップ活 動を通じてブランド構築に多く投 資する予定である。会員に対して は、それぞれの会員のキャリアや 業務に即した本当の意味で役に立 つ継続的専門研修を開発していく 予定である。

Q:特にアジア・太平洋地域に関連 して、Chartered Accountants Australia and New Zealandの創 設に影響を与えた事項はあるか。 アジア地域には、シンガポール、 クアラルンプール、及び香港に地 域事務所を設置する予定とのこと だが、これらの事務所の役割はど のようなものになる予定か。

A:アジアには、現在、合わせて約 4,000人の会員がいるが、アジア 経済の急速な発展に伴い、その数 は過去に比べて速いペースで増加 している。現状は、既存の会員サ ポートに力を入れる予定だが、 (これらの地域出身者で) オース トラリアあるいはニュージーラン ドの大学を卒業した学生が資格を 取得できるよう支援をしていくこ

とを考えている。その他、会計プロフェッションの発展途上にある国でプロフェッション制度の向上に新しい組織として役立てることがあれば、そのような機会を活かして貢献したいと考えている。

アジア地域に設置予定の地域事 務所の役割は、この地域に在住し 業務を行う会員のサポートと、こ の地域を訪問し業務を行う会員の ための情報拠点となる予定である。

## (日本公認会計士協会事務局

渡場友絵)

#### 〈注〉

- 1 http://ttoig.treasury.gov.au/ttoig/content/statement\_of\_intent.asp
  2 オーストラリアにおける上場企
- 業等の監査人及び監査事務所の登 録及び監督については、オースト ラリア証券投資委員会 (ASIC: Australia Securities and Investments Commission) が行っている。 ASICに登録し、その監督下にあ る監査人・監査事務所は、以前か ら、ASICへの登録をもって、ニュー ジーランドでも監査業務を行うこ とが可能とされていたが、ニュー ジーランドでは、「Auditor Regulation Act 2011」の成立まで、独 立した機関による監査人・監査事 務所の登録及び監督に関する制度 が確立されていなかったため、 ニュージーランドの監査人・監査 事務所がオーストラリアで監査を 行うためには、オーストラリアの ASICにおける登録プロセスを再 度経る必要があるなど、監査人・ 監査事務所の相互承認(一方の国 で登録していれば、他方の国でも その登録をもって業務を行うこと

- が可能になる)が進められない状況にあった。しかしながら、2012年7月から適用された「Auditor Regulation Act 2011」により、ニュージーランドでも監査人・監査事務所の登録及び監督についての制度が確立されたことにより、両国における監査人・監査事務所の相互承認への素地ができあがったことから、2012年10月、ASICは、オーストラリアにおけるニュージーランドの登録監査人・監査事務所の登録の簡易化を認めた。
- 3 CPAオーストラリア (CPA Australia: Certified Practising Accountants Australia) は、正会員・ 学生合わせて14万人以上の会員数 を誇る世界でも有数の規模を持つ 職業会計専門家団体で、その会員 はオセアニア地域のみならず幅広 くアジア・太平洋地域に分布し、 ビジネス分野において企業内会計 士等として勤務する者が中心となっ ている。なお、オーストラリアに は、このほかにオーストラリア公 共会計士協会(IPA:The Institute of Public Accountants) があり、 会社法上認められた職業会計士団 体は合計で3団体 (ICAA、CPA Australia、IPA) ある。IPAの会員 数は、正会員・学生合わせて約2 万4,000人で、その会員は、主に 中小規模企業内での勤務、又はこ れら企業に対する会計業務を提供 する会員が多いとされている。
- 4 詳細については、『会計・監査 ジャーナル』2014年3月号pp.105-111参照
- 5 ACCAの海外展開については、 猪熊浩子(2013)「イギリスにお ける会計プロフェッショナルの国 際展開とそのハーモナイゼーショ

- ン」『現代監査』 No.23 pp.81-85 参照
- 6 ASEANは、2015年を目途に、 加盟10か国間で会計資格の相互承 認を実現することを目標に検討を 進めている。
- 7 コンサルテーション・ペーパー
  "Your Profession, Your Voice A
  Proposal to Transform Your Institute A consultation document for
  feedback from members of the New
  Zealand Institute of Chartered Accountants and Institute of Chartered Accountants Australia May
  2013" 参照。http://www.onenewi
  nstitute.com/files/FINAL%20Mem
  ber%20Consultation%20document
  %2016.4.13%20Low%20.pdf
- 8 勅許会計士のブランド維持のための取組みとしては、2013年2月から英国連邦系の6つの会計士団体 (CA Ireland、ICA Australia、ICAEW、ICA Scotland、NZICA、South Africa ICA) がスタートさせた "Chartered Accountants Worldwide" がある。
- 9 NZICAでは、勅許会計士資格の ほか、準勅許会計士 (ACA: Associate Chartered Accountant) 及 びアカウンティング・テクニシャ ンの資格を付与しているが、勅許 会計士資格付与に係る新教育プロ グラム開始後も、これらについて は引き続きニュージーランド国内 でのみ有効な資格として継続する 予定としている。今後は、共通化 された新教育プログラムにこれら の下位の資格を組み込み、その資 格付与についてオーストラリア、 さらには、可能性として、アジア 地域に拡大させることができるか どうか、さらに検討する予定との

ことである。

- 10 コンサルテーション・ペーパー "Your Profession, Your Voice A Proposal to Transform Your Institute - A consultation document for feedback from members of the New Zealand Institute of Chartered Accountants and Institute of Chartered Accountants Australia May 2013" 参照。http://www.onenewi nstitute.com/files/FINAL%20Mem ber%20Consultation%20document %2016.4.13%20Low%20.pdf
- 11 John Gill, FCA "The NZICA-ICAA merger-NO!," Chartered Accountants Journal JUNE 2013 pp.18-19
- 12 Explanatory Memorandum "Chartered Accountants Australia and New Zealand" http://www.onenew institute.com/sites/default/files/O NI%20Explanatory%20Memorandu m.pdf
- 13 新しい組織における品質管理制 度や懲戒制度については、当面は 各団体が維持する現行の制度が維 持されると思われる。特に品質管 理制度に関しては、オーストラリ ア及びニュージーランドのそれぞ れの国で政府機関に対する上場企 業等の監査人及び監査事務所の登 録制度があり、これらの登録(監 査人・監査事務所)に対する品質 管理レビュー及びモニタリング制 度が確立されているほか、ICAA、 NZICAそれぞれでも、監査等の業 務に従事しない会員も含めた、リ スクアプローチに基づく会員全体 を対象としたレビュー制度がある。 なお、先に紹介したとおり、監査 人・監査事務所の登録の相互承認 が実現したことから、登録監査人・

- 監査事務所のモニタリングはいず れか一方の国の機関が実施するこ とになると思われる。また、ICAA 及びNZICAともに、IFACの加盟 団体が遵守すべき義務に関するス テートメント (SMO) 1 「品質管 理」に準拠した制度を確立してい るため、制度上の大きな相違はな いが、組織合併に当たって、レビュー 実施に係る具体的な取決めや調整 が必要となるものと考えられる。
- 14 2014年1月23日付けのNZICAの 広報によると、新組織設立後は、 現在NZICA会長を務めるFred Hutchings氏が新組織の副会長の 1人となるとされている。
- 15 CPP: Certificate of Public Practice。会計事務所等においてディ レクター、パートナー等を務め業 務に主たる責任を負う勅許会計士 には、別途、取得が求められる。
  - ※ 会計・監査ジャーナル2014年 3月号「会計プロフェッション をめぐる国際動向①カナダにお ける職業会計専門家団体の合併 及び資格の統合について」 (p.105) を併読した場合に単位 が付与されます。

教材コード J010089 研修コード 1999 履修単位 1単位